

政令第 号

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十六号）附則第一条ただし書第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行期日は、平成十四年六月一日とする。